

資 料

令和4年2月定例会日程

28日間

月 日	曜	区分	議 事	備 考
2. 17	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 議案に対する質疑（議案第63号） 議案委員会付託（議案第63号）	議会運営委員会 9:30
			常任委員会 （総務政策、厚生、商工建設）	議会運営委員会
			常任委員長審査結果報告、質疑、 討論、採決（議案第63号）	
18	金	休 会	（ 議 案 調 査 ）	
19	土		（ 閉 庁 日 ）	
20	日			
21	月		（ 議 案 調 査 ）	代表質問通告締切 12:00
22	火		（ 議 案 調 査 ）	一般質問通告締切 12:00
23	水		（ 閉 庁 日 ） 天皇誕生日	
24	木		本会議	代 表 質 問
25	金			
26	土	休 会	（ 閉 庁 日 ）	
27	日			
28	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00
3. 1	火			議員発議案締切 （会派提出） 17:00
			一 般 質 問 議案に対する質疑 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30
3	木	休 会	常任委員会（補正）	
4	金			
5	土		（ 閉 庁 日 ）	
6	日			
7	月	本会議	常任委員長審査結果報告（補正） 質疑、討論、採決	議会運営委員会 9:30
8	火	休 会	常任委員会（当初）	議員発議案締切 （会派提出を除く） 17:00
9	水			
10	木			
11	金			
12	土		（ 閉 庁 日 ）	
13	日			
14	月			特 別 委 員 会
15	火		（ 議 事 整 理 ）	
16	水	本会議	常任委員長審査結果報告（当初） 質疑、討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第4号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算
- 議案第5号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第6号 令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第9号 令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第10号 令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第11号 令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第12号 令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第13号 令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第14号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第15号 令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第18号 令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第19号 令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第20号 令和4年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例

- 議案第26号 宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第33号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第34号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第35号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第36号 みやざき男女共同参画プランの変更について
- 議案第37号 宮崎県医療計画の変更について
- 議案第38号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）
- 議案第39号 令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第40号 令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第52号 令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 宮崎県文化振興条例
- 議案第56号 宮崎県人権尊重の社会づくり条例
- 議案第57号 宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 議案第61号 工事請負契約の変更について
- 議案第62号 工事請負契約の変更について

（文書取扱 財政課）

215-1318
令和4年2月17日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第63号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第20号）

（文書取扱 財政課）

215-1333

令和4年3月7日

宮崎県議会議長 中野 一則 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和4年2月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第64号 教育長の任命の同意について

(文書取扱 財政課)

令和4年2月定例会

代表質問時間割

2月24日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	徳重 忠夫	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	野崎 幸士	13:00~15:00	

2月25日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
3	県民連合宮崎	満行 潤一	10:00~11:30	休憩
4	公 明 党	重松幸次郎	13:00~14:10	

一般質問時間割

2月28日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	武田 浩一	10:00~11:00	
2	公 明 党	坂本 康郎	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	山下 寿	13:00~14:00	
4	自由民主党	窪 蘭 辰也	14:00~15:00	

3月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	無所属の会 チームひびき	函師 博規	10:00~11:00	
6	自由民主党	二見 康之	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	日高 利夫	13:00~14:00	
8	自由民主党	川添 博	14:00~15:00	

3月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	自由民主党	外山 衛	10:00~11:00	
10	県民連合宮崎	太田 清海	11:00~12:00	休憩
11	日本共産党	来住 一人	13:00~14:00	
12	自由民主党	蓬原 正三	14:00~15:00	

議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第63号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第20号)	可決	可決	可決		

議案 委員会審査結果表

[議案](令和3年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第38号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第19号)	可決	可決	可決	可決	可決
第39号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第40号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)	可決				
第41号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)		可決			
第42号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)		可決			
第43号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第44号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第1号)				可決	
第45号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第46号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第47号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第48号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第49号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第50号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第51号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第52号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算(第1号)					可決
第53号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)					可決
第54号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	可決				
第55号	宮崎県文化振興条例	可決				
第56号	宮崎県人権尊重の社会づくり条例	可決				
第57号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例				可決	
第58号	工事請負契約の締結について			可決		
第59号	工事請負契約の締結について			可決		
第60号	工事請負契約の変更について	可決				
第61号	工事請負契約の変更について			可決		
第62号	工事請負契約の変更について			可決		

議案・請願 委員会審査結果表

[議案](令和4年度当初予算関係)

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算	可決				
第4号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算		可決			
第5号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第6号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第7号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第8号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第9号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第10号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第11号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第12号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第14号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第15号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第16号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算					可決
第17号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第18号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第19号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第20号	令和4年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第23号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第24号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第25号	宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例	可決				

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第26号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例		可決			
第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決		
第28号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決		可決	
第31号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例		可決			
第32号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第33号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第34号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第35号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第36号	みやざき男女共同参画プランの変更について	可決				
第37号	宮崎県医療計画の変更について		可決			

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続
第9号	夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願	継続				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和4年2月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	<p>請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>総合政策及び行財政対策に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	<p>請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査</p>	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和4年度宮崎県一般会計予算	3月16日・可 決
〃 第2号	令和4年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	〃
〃 第3号	令和4年度宮崎県公債管理特別会計予算	〃
〃 第4号	令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計予算	〃
〃 第5号	令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃 第6号	令和4年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	〃
〃 第7号	令和4年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	〃
〃 第8号	令和4年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	〃
〃 第9号	令和4年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
〃 第10号	令和4年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	〃
〃 第11号	令和4年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	〃
〃 第12号	令和4年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
〃 第13号	令和4年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	〃
〃 第14号	令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃 第15号	令和4年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	〃
〃 第16号	令和4年度宮崎県育英資金特別会計予算	〃
〃 第17号	令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	〃
〃 第18号	令和4年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	〃
〃 第19号	令和4年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	〃
〃 第20号	令和4年度宮崎県立病院事業会計予算	〃
〃 第21号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第22号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第23号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第24号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第25号	宮崎県バスネットワーク最適化支援基金条例	〃
〃 第26号	宮崎県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	3月16日・可 決
〃 第28号	宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	宮崎県特定診療科専門研修資金貸与条例の一部を改正する条例	〃
〃 第32号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第33号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第34号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第35号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第36号	みやざき男女共同参画プランの変更について	〃
〃 第37号	宮崎県医療計画の変更について	〃
〃 第38号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第19号）	3月7日・可 決
〃 第39号	令和3年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第40号	令和3年度宮崎県公債管理特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第41号	令和3年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第42号	令和3年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第43号	令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第44号	令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第46号	令和3年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第47号	令和3年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第48号	令和3年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	3月7日・可 決
〃 第49号	令和3年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第50号	令和3年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第51号	令和3年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第52号	令和3年度宮崎県立学校実習事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第53号	令和3年度宮崎県育英資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第54号	宮崎県新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	宮崎県文化振興条例	〃
〃 第56号	宮崎県人権尊重の社会づくり条例	〃
〃 第57号	宮崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例	〃
〃 第58号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第59号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第60号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第61号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第62号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第63号	令和3年度宮崎県一般会計補正予算（第20号）	2月17日・可 決
〃 第64号	教育長の任命の同意について	3月16日・同 意
議員発議案 第1号	ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議	3月3日・可 決
〃 第2号	宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	3月16日・可 決
〃 第3号	宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則	〃
〃 第4号	成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書	〃
〃 第5号	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
議員発議案 第6号	第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議	3月16日・可決

議 員 發 議 案 等

議員発議案第1号

ロシア軍のウクライナ侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている中、ロシア軍は、2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、本県議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

宮 崎 県 議 会

議員発議案第2号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「**印**」を削る。

別記様式第2号中「**印**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の宮崎県政務活動費の交付に関する条例の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無について、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）<u>正副2通を作り、署名押印し、これを議長に提出しなければならない。</u></p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>副本</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無を決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>	<p>(資格決定の要求)</p> <p>第100条 議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、その決定を議会に要求しようとする議員（以下「要求議員」という。）は、要求の理由及び証拠書類を備えた資格決定要求書（以下「要求書」という。）を議長に提出しなければならない。</p> <p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その<u>写し</u>を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>(決定の通知)</p> <p>第105条 議会において被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、議長は、決定書の謄本を作り、要求議員及び被要求議員に送付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議員発議案第4号

成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書

令和4年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に変更され、成年年齢が引き下げられる。法律上18歳になると成年と認められ、親権者の同意なく携帯電話の購入や不動産の賃貸借等の契約を結べるようになる。

一方、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤とされていた未成年者取消権が18歳から失われることとなり、若者が悪質事業者のターゲットとなることが懸念されている。

現在も、20歳(成年)になるとマルチ商法の苦情相談が急激に増加する傾向にあることや、クレジットカードを作成して多額の借金をしてしまい、返済に苦慮する若者がいる。成年年齢が引き下げられると、このような問題が、未成年者取消権が行使できなくなる18歳から発生することが容易に想像され、より深刻な被害の発生が懸念される。

よって、国においては、成年年齢の引き下げを見据えた消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、不当な勧誘については、消費者契約法の取消権を充実すること、さらに、インターネット取引など新しい商取引の拡大に対応し、消費者への十分な情報提供や意識啓発、悪質な事業者への迅速な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	若 宮 健 嗣 殿

議員発議案第5号

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に苦慮している状況である。

また、コロナ禍での介護サービスの継続も含め、介護人材のエッセンシャルワーカーとしての役割がますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

今般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置として、令和4年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善補助金」が実施されているが、令和4年10月以降については臨時の介護報酬改定を行い、当該補助金と同等の措置を講じる案が議論されている。

介護職員の処遇改善においては、臨時の介護報酬改定とともに、原則3年ごとに行う介護報酬の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について事業所毎の柔軟な対応を含め、地域の介護サービスを継続可能なものとするために、以下の事項に対して特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 臨時の報酬改定（令和4年10月以降）において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算（「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分については、介護職員や事務職員等の実情に応じて、法人や事業所が柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う介護報酬の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、介護報酬総額の算定方式を変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化を図るとともに、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
厚 生 労 働 大 臣	後 藤 茂 之 殿

議員発議案第6号

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に関する決議

国民体育大会（スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第56号）の施行後の国民スポーツ大会）は、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与してきた。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がい者スポーツの全国的な祭典として、障がいのある選手がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に大きく寄与してきた。

令和9年に本県で48年ぶりの開催を目指す第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う子どもたちをはじめ県民に元気・勇気・感動を与えるとともに、トップアスリートの育成や競技力の向上はもちろんのこと、生涯スポーツの推進、また、障がい者に対する理解や交流の機会が生まれ、人々が共に支え合う社会の実現につながる契機となる。

さらには、県内外から多くの方々が訪れることから、人々の交流の輪が広がるとともに、本県の多彩な魅力の発信や新たな活力の創出につながることを期待される。

特に本県では、国内外からのスポーツキャンプ・合宿の誘致等による「スポーツランドみやざき」の取組を進めているが、両大会の開催が契機となり、より一層の取組推進につながるものと期待される。

よって、本県議会は、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会が宮崎県で開催されるよう、県民の総意に基づき強く要望する。

以上、決議する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

請 願 一 覽 表

継 続 請 願

			文教警察企業常任委員会
請 願 番 号	請 願 第 6 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 3 0 日
請 願 の 件 名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨) 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2> 小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由) はじめに、請願項目①～④について説明します。 宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とするを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書をみると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達は保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	令和3年6月21日
請願の件名	<p>夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願</p> <p>1、 請願の趣旨</p> <p>国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p> <p>2、 請願の理由</p> <p>最近、夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論があります。しかし、夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓や、兄弟の間でも姓が異なる兄弟別姓になってしまいます。それでは社会の基盤である家族の在り方に大きな影響を及ぼし、社会的にも混乱をもたらす心配があります。平成29年の内閣府の調査でも、別姓は子供にとって好ましくないとの声が62.6%にも上っているように、子供のためにも良くないと思う人が半数以上います。</p> <p>夫婦別姓については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたって議論となりました。政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、「婚姻により改正した人が不便さや不利益を感じることがないように……引き続き旧姓の通称使用拡大やその周知に取り組む」と明記されました。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画に定められたように、家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持することが大切です。一方で婚姻により改姓した人の社会生活上の不便を解消するための方策としては、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、それを進める環境の整備が必要です。</p> <p>つきましては、国の関係機関に夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を貴議会として提出をお願いします。</p>		

紹介議員

窪菌 辰也

佐藤 雅洋

凶師 博規

有岡 浩一

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月17日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（二見康之議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第63号上程 知事提案理由説明 議案第63号委員会付託
			常任委員会（総務政策、厚生、商工建設）
			常任委員長審査結果報告
			採決（議案第63号）（可決）
2月18日	金	休 会	（議案調査）
2月19日	土		（閉庁日）
2月20日	日		
2月21日	月		（議案調査）
2月22日	火		
2月23日	水		（閉庁日）天皇誕生日
2月24日	木	本 会 議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・徳重忠夫議員、 宮崎県議会自由民主党・野崎幸士議員）
2月25日	金		代表質問（県民連合宮崎・満行潤一議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
2月26日	土	休 会	（閉庁日）
2月27日	日		
2月28日	月	本 会 議	一般質問（武田浩一議員、坂本康郎議員、山下 寿議員、 窪菌辰也議員）
3月1日	火		一般質問（函師博規議員、二見康之議員、日高利夫議員、 川添 博議員）
3月2日	水		一般質問（外山 衛議員、太田清海議員、来住一人議員、 蓬原正三議員） 議案委員会付託
3月3日	木		議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程 議員発議案第1号提案理由説明 採決（議員発議案第1号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月3日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月4日	金		
3月5日	土		（閉庁日）
3月6日	日		
3月7日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（補正） 討論（来住一人議員）（議案第38号、第58号に反対） 採決（議案第38号、第58号）（可決） 採決（議案第39号～第57号、第59号～第62号）（可決） 議案第64号追加上程 知事提案理由説明
3月8日	火	休 会	常任委員会（当初）
3月9日	水		
3月10日	木		
3月11日	金		
3月12日	土		（閉庁日）
3月13日	日		
3月14日	月		特別委員会
3月15日	火		（議事整理）
3月16日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告（当初） 討論（前屋敷恵美議員）（議案第1号、第4号、第21号、第24号に反対、請願第6号継続に反対） 採決（議案第1号、第4号、第21号、第24号）（可決） 採決（議案第2号、第3号、第5号～第20号、第22号、第23号、第25号～第37号）（可決） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 採決（議案第64号）（同意） 特別委員長調査結果報告 議員発議案送付の通知 議員発議案第2号～第6号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 野 一 則

宮 崎 県 議 会 副 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 議 員 二 見 康 之

宮 崎 県 議 会 議 員 前 屋 敷 恵 美

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員